

持家の場合

住宅改修承諾書2（賃貸以外用）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住宅の所有者が被保険者以外の場合
は、名義人からの承諾書が必要です。
（所有者が配偶者等の親族の場合も承
諾書は必ず必要です。）
被保険者を含めた共同名義の場合も、
相手の方からの承諾書が必要です。

住宅改修の承諾書

（住宅所有者）

住 所 久留米市中央町12番地3

パソコン等で印字したものは不可

氏 名 篠山 一郎

印

私は、下記(1)の住宅に、（被保険者）篠山 花子が、別紙「介
護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前承認申請書」の住宅改修を行うことを承諾い
たします。

記

(1)住宅	所在地	久留米市中央町12番地3
(2)住宅改修の 概要	箇所・部位	内 容
	トイレ 洗面所 浴室 玄関	洋式便器等への便器の取替え 1箇所 手すりの取り付け 2箇所 段差の解消 1箇所 引き戸等への扉の取替え 1箇所

（注）この住宅改修に要する費用については、審査のうえ介護保険法に定める額を支給します。ただし
これは改修に要する経費のみであり、転居等で移転される場合に原状回復に要する費用は含まれ
ません。

借家の場合

住宅改修承諾書1（賃貸用）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住宅改修の承諾についてのお願い

（賃貸人）

住 所 久留米市通町4番地の5

氏 名 荘島 太郎 様

（賃借人）

住 所 久留米市中央町12番地3

氏 名 篠山 一郎 ㊞

パソコン等で印字したものは不可

私が賃借している下記(1)の住宅の住宅改修を、別紙「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前承認申請書」のとおり改修したいので承諾願います。

記

(1)住宅	名称	〇〇アパート
	所在地	久留米市中央町12番地3
	住戸番号	〇〇〇号室
(2)住宅改修の概要	箇所・部位	内 容
	トイレ 洗面所 浴室 玄関	洋式便器等への便器の取替え 1箇所 手すりの取り付け 2箇所 段差の解消 1箇所 引き戸等への扉の取替え 1箇所

承 諾 書

上記について承諾いたします。

（なお、

平成〇〇年〇〇月〇〇日

（賃貸人）

住 所 久留米市通町4番地の5

氏 名 荘島 太郎 ㊞

借家の場合、賃貸人（家主）からの承諾が必要ですので、この「住宅改修承諾書1」を添付してください。

なお、賃借人（契約者）がご主人で、被保険者が奥さんの場合は、賃貸人（家主）からご主人への承諾とご主人から奥さんへの承諾が必要ですので、「住宅改修承諾書1」と「住宅改修承諾書2」の両方の添付が必要となります。

4 この住宅改修に要する費用については、審査のうえ介護保険法に定める額を支給します。ただしこれは改修に要する経費のみであり、転居等で移転される場合に原状回復に要する費用は含まれません。